

第3節 陶製人形について

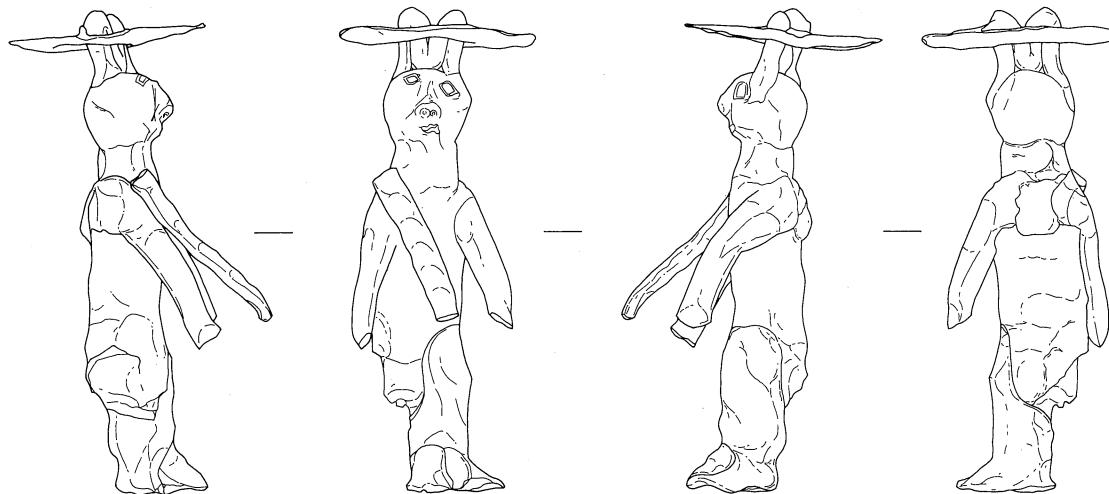
1. 人形の概要

第2次床面と最終の第3次床面との間の埋土層から出土した。高さ12.5cmで、頭部には直径5.5cmの扁平な円盤を被る¹⁶。円盤の中央部には短径0.8cm、長径2.1cmの楕円形の穴があけられ、M字形に曲げられた粘土紐がこの穴を貫いて上に出ている。M字形の粘土紐はその形状から2つに分けて束ねられた髪(双髪)を、円盤は笠を表現しているものと考えてよい。円盤は粘土紐の上端で意識的に留められている。顔面にはヘラ状の工具で目と鼻穴および口が刻まれている。

粘土紐が右肩から斜め左にたすき掛けに下げられている。人形の各部のうち、この紐の破片だけが灰原から発見されて接合されたものである。紐の幅は8mmで残存長は5.2cmあり、全体に弓なりに反るが、先端部ではわずかに内側に曲がる。表面には指の先で連続して押圧し、紐の縫りを表現している。

両腕は左右に開く。両腕の開きの間隔は約4cmあり、器物をはさんでいる様子を示しているが、器物にあたる部分を欠いている。右腕の先端は扁平で厚みがなく、わずかに内側に曲げられており、手首から手の甲を表現しているものと見なしてよい。手の甲の内側は色が白っぽくまわりの灰色から抜けており、器物にあたる部品がはずれた痕跡を示している。左腕の先端も指で押圧され、手首から手の甲の部分の表現がなされているが、手の甲の内側部分は剥落している。内側部分は挟んでいた器物に融着して剥落してしまったのであろう。

胴部は粘土を棒状に丸めて作られているが、腰の部分より下はV字形に先を窄めている。腰の両サイドには脚が接合されているが、右の脚は剥落して残存しない。脚の上半部は腰のV字形に合わせて、内側が斜めにカットされているが、脚の下半部はまっすぐに立ち、左右の脚が揃っている。その間は推定で5mmくらいの隙間が空けられている。脚の末端は裾広がりとなっているが、裳裾を表現しているのではなく、人形を立てて置くための工夫であろう。左脚正面には粘土粒が貼りつけられており、足先が履物を表現しているものと思われる。また、腰部には幅5mm前後の帯・ベルト若しくは紐が巻かれていたものと思われ、この部分だけ降灰が認められず白っぽく周りの灰色から抜け出ている。



挿図12 5号窯出土人形 (S=1:2)

2. 人形の形態とモデルについて

前項では、人形の概要について記したが、ここでは、まず、形態上の問題点について整理しておく。

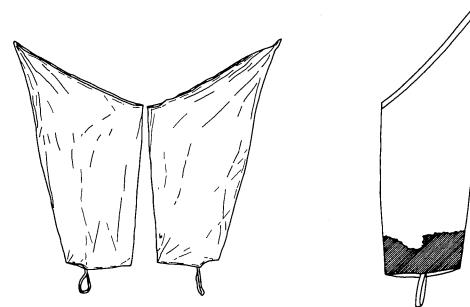
(1) 円盤状の被り物について

頭部の円盤状の被り物については、その形状から笠と考え、円盤を貫くM字形の粘土紐については、双髻を表現しているものと見なしている。但し、別の考え方として、当該人形の頭部の円盤と粘土紐を一体のものと見なし全体で帽子を表現しているという見方もできなくはない。しかし、粘土紐と円盤は明らかに別個のものとして製作され、しかも円盤は粘土紐の上端で意識的に止められている。もし、帽子と見なすならば、鎧にあたる円盤の部分がもっと頭頂近くまで下げられているはずであり、粘土紐の形状もM字形で帽子の形としては不自然である。やはり、円盤を笠と見なして、笠の中央から双髻に結った髪の毛を外に出している以外には考え難い。

(2) 胸部と脚部の形状について

腰の部分から下は前面・背面ともあらかじめV字形に作られている。特に背面は先端を指で挟んで意識的にV字形を形作っており、このV字の形状は脚の接合のためではなく、Vの形そのものの表現に意味があることを示唆している。また、このことは胸部と脚部は別々に作られて接合されていることからも明らかである。V字形がもし股を表現するとするならば脚の接合位置からみてもう少し上から切れ込むべきところであるので、V字の形状が衣の裾口を表現しているのではないかという考え方ができる。人形が衣をまとっていることは、

胸から腰にかけて直接的な表現はなされていないが、腰部に帯もしくは紐が巻かれていた痕跡が残されていることから判断できる。



挿図13 接腰（原図 関根真隆1974）



図14 墨絵弾弓楽人図（模写）

以上の通り、当該人形に係る形態上の問題について述べてきた。今のところ、管見では本例のような笠を被り、器物をもった人形の出土例は国内はもとより中国・朝鮮半島でも見ない。ただ、唯一、絵画資料として、正倉院宝物の墨絵彈弓の散楽図にそれらしき人物像をみることができる。

弾弓は遊戯具の一種で、正倉院に2張りある。そのうちの1張の内側に散楽の図が描かれ、曲芸や軽業、音楽や舞を舞う人物など96人の人物が写実的に描かれている。このうち、当該人形に酷似するのが、挿図5に示した腰鼓をもつ楽人で、当該人形の間に以下の形態上の共通点が見いだせる¹⁷⁾。

- (1) 肩から紐で下げ、両手に挟んでいる器物は残存しないが、これが腰鼓であったと見なせば、散楽図の腰鼓をもつ楽人の姿とほぼ一致する。
- (2) 散楽図の腰鼓をもつ楽人は恐らく闕腋の衣の左右をたくし上げていると思われ、裾口が逆三角形の形状を呈している。散楽図では裾をたくし上げている楽人はこのほかにも動きのある人物に共通して認められる。描かれている楽人の向きによっては、楽人の裾口の形状がたくし上げによるものではなく逆三角形の形に裁ち切られているのではないかと見えるものもあるが、いずれにしても、腰部のV字の形状は楽人の衣の裾の形状と共通している。
- (3) 接腰とは裾すぼまりの筒状のもので、上辺は斜めに裁ち切られその突端に紐がつき、この紐を衣に取り付ける。騎乗とか演劇などの動作の激しい場合に裾をたくすために着用されたものと考えられている。上半部が内側に向かって斜めにカットされている左右の脚部は、上端が斜めに裁ち切られた脚部の接腰と同じ形状である。特に、胴部と脚部が別々に作られていることは接腰の装着を意図しているとみることができる。また、脚部が接腰とすると、脚の末端部に貼り付けられている粘土粒は履か靴となる。

腰鼓をもつ楽人は散楽図に2~3人描かれているが、いずれも闕腋の衣をまとい、裾口をたくし上げ、脚部に接腰と呼ばれる脚覆いを着装し、肩から紐でつるした腰鼓を打っている。但し、散楽図の楽人が被っているのはいずれも帽で、笠と思われるものは見当たらない。従って、頭部の被り物の問題が残されてはいるが、形態的な共通性から、当該人形については、そのモデルをこの腰鼓をもつ楽人に求めておく。

なお、中央に穴が開けられ髪を外に出している笠については、髪を高く2つに結った頭髪の被り物としては当然あり得る工夫ではあると思われるが、これまでのところ、管見では中国・朝鮮半島において壁画や俑などの出土資料や民俗例でも例を見ないので、今後の類例の発見を待ちたい。また、人形の製作の意図については特に言及できなかったが、人形は窯体の第2次床面と最終の第3次床面との間の埋土層から出土しており、破損して廃棄されたのもので、特に呪術的な要素は見いだし難い。

第4節 おわりに

白沢3・5号窯は出土遺物の特徴から飛鳥V・平城宮I段階の窯と考えている。製品の種類としては、杯類等の小型の雑器、壺・甕の貯蔵具が主体であるが、硯・鉄鉢・金属器模倣製品、香炉など官・寺などで使用される器物の生産を行っている。

白沢地区は加古川市の最北部に位置し、小野市と市境を接する地にある。加古川市域からやや隔絶した地にあり、地理的および交通的には小野市との結びつきの方が強いが、加古川市制施行以前は旧印南郡に属し、小野市の前身である旧加東郡（賀茂郡）には含まれていない。旧白沢村は『正保播磨国絵図』